

## 静岡県立静岡がんセンター研究費不正使用防止に関する基本方針

### 【目的】

第1 この基本方針は、静岡県立静岡がんセンター（以下「センター」という。）が研究費の不正使用防止対策として取り組むための必要な事項を定め、もって、センターにおける中央省庁及び中央省庁が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金（以下「研究費」という。）の不正使用防止を図ることを目的とする。

### 【責任体系】

第2 最高管理責任者は、研究費の運営・管理について統括し、最終責任を負うものとし、がんセンター局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐するものとし、センター事務局長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止対策を実施するものとし、センター事務局次長をもって充てる。

### 【最高管理責任者の責務】

第3 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び不正使用防止の推進担当部署（以下「推進担当」という。）に対し、必要に応じて命令を発するものとする。

### 【コンプライアンス推進責任者の責務】

第3の2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策の実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

3 コンプライアンス推進責任者は、適切に研究費の管理・執行が行われているかモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

### 【不正使用防止の推進担当部署に関する事項】

第4 推進担当は、「センターにおける研究費不正使用防止対策」の策定及び実施を担当する。

2 推進担当は、センター事務局総務課研究・研修班及び管理課経理班とする。

**【監査に関する事項】**

第5 内部監査は、センター事務局総務課総務班が担当し、研究費の不正使用が発生しないように、推進担当と連携し、実効性のある監査を実施する。

**【相談窓口に関する事項】**

第6 センターに、研究費の事務処理手続きに関すること及び研究費執行のルール等に関して、センター内外からの相談及び問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、センター事務局総務課研究・研修班及び管理課経理班とする。

**【通報に関する事項】**

第7 センターに、研究費の不正使用の事実又は不正使用の恐れがあることを知り得た場合の通報窓口を設置する。

2 通報窓口は、センター事務局次長とする。

**【その他】**

第8 この基本方針に定めるもののほか、センターにおいて研究費の不正使用防止対策について、必要な事項が生じた場合は、推進担当において処理するものとする。